

猟銃・空気銃等の申請に係る負担軽減について

平成26年7月1日より、猟銃・空気銃等の申請の一部において、
○ 郵送による手続 ○ 代理人による手続
が可能になります。

郵送による手続が可能な申請等

- 教習資格認定証の受領
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請と同許可証の受領
(教習資格者のみ)
- 技能講習修了証明書の受領
- 猟銃・空気銃所持許可証の受領(新規所持者のみ)
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の
書換え又は再交付の申請

※注

郵送は、簡易書留で行います。

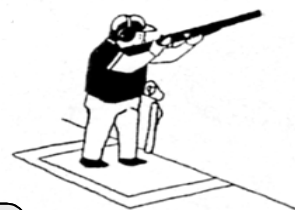
返信用封筒、郵送料等は申請者の方の負担になります。

代理人による手続が可能な申請等

- 上記郵送手続が可能な申請

※注

代理人による申請の場合は委任状が必要になります。



お問合せ先：島根県警察本部生活安全企画課営業保安係
TEL0852(26)0110 内線(3033)